(平成16年8月12日制定)

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人小樽商科大学共同研究規程第8条第1項、国立大学法人小樽商科大学受託研究員規程第6条第1項に規定する研究員の研究料及び国立大学法人小樽商科大学研修員受入規程第5条第1項に規定する研修員の研究料並びに国立大学法人小樽商科大学国内研究員受入規程第6条第1項に規定する研究員の研究料に関し、必要な事項を定めるものとする。

(研究料)

第2条 共同研究員,受託研究員及び研修員並びに国内研究員の研究料は,別表のとおりとする。

附則

この要項は、平成16年8月12日から施行する。

附則

この要項は、平成17年7月27日から施行する。

共同研究員研究料

研究期間	研 究 料
6か月を超えて1年以内	420,000円
6か月以内	210,000円

受託研究員研究料

区分	研究期間	研究料
長 期	6か月を超えて1年以内	541,200円
短期	6 か月以内	270,600円

研修 員 研 究 料

	区	分	研究期間	研究料
私学研修員, 修員,公立大		公立高等専門学校研	3 か月	54,120円
教員研修セン	ター研修員		3 か月	16,920円

国内研究員研究料

	区分	月 額
教	授	28,000円
助教	授	15,000円
講	師	11,000円
助	手	7,000円